出典:裁判所ホームページ(https://www.courts.go.jp)の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 30(才)95	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	遺言無効確認、建物所有権移転登	原審事件番号	
	記抹消請求		
裁判年月日	昭和 31 年 10 月 4 日	原審裁判年月日	昭和 29 年 9 月 15 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	その他		
判例集等	民集 第 10 巻 10 号 1229 頁		

判示事項	遺言者生前の遺言無効確認の訴の適否	
裁判要旨	遺言者の生前の遺言無効確認の訴は不適法である。	

## 全 文

## **主** 文

原判決中遺言無効確認の請求に関する部分を破棄する。

第一審判決中右請求に関する部分を取消し、被上告人の該請求につき訴を却下する。 抹消登記手続の請求につき本件上告を棄却する。

訴訟の総費用は一〇分し、その一を被上告人の負担としその九を上告人の負担とする。

## 理 由

職権をもつて按ずるに、確認の訴は原則として法律関係の存否を目的とするものに限り許 されるのであつて、事実関係については訴訟法上特に認められた「法律関係ヲ証スル書面ノ真 否ヲ確定スル為ニ」する場合(民訴ニニ五条)の外はこれを提起することはできない。それは 法令を適用することによつて解決し得べき法律上の争訟について裁判をなし以て法の権威を 維持しようとする司法の本質に由来する。すなわち法律関係の存否は法令を適用することに よつて判断し得るところであるに反し、事実関係の存否は経験則の適用によつて確定される のであり、経験則の確認、これが正当な適用というようなことは司法本来の使命とは直接的関 係はなく法令適用の前提問題たるに過ぎないからである。そしてまたその法律関係について もただ現在時における存否のみがこの訴の対象として許されるのであつて、ある過去の時点 におけるその存否、若くは将来時におけるその成否というようなことは確認の対象とするこ とは許されない。民事訴訟法は現在の法律関係の確認を許すだけでこの種の訴を認めた立法 目的を達成するに必要にして十分であるとしたものと解せられる。けだし、過去の法律関係の 存否は、たとえそれが現在の法律関係の存否に影響を来たすべき場合においても、それは単に 前提問題としての意義を有するに止まり、当該現在の法律関係の存否につき確認の訴を認め る外、かかる過去の法律関係の存否についてまでこの種の訴を認める必要はないのであり、ま た将来の法律関係なるものは法律関係としては現在せず従つてこれに関して法律上の争訟は あり得ないのであつて、仮りにある法律関係が将来成立するか否かについて現に法律上疑問 があり将来争訟の起り得る可能性があるような場合においても、かかる争訟の発生は常に必 ずしも確実ではなく、しかも争訟発生前予めこれに備えて未発生の法律関係に関して抽象的 に法律問題を解決するというが如き意味で確認の訴を認容すべきいわれはなく、むしろ現実 に争訟の発生するを待つて現在の法律関係の存否につき確認の訴を提起し得るものとすれば 足ると解せられるからである。この事は現存する給付請求権について、それが条件附又は期限

付であるとき、「豫メ其ノ請求ヲ為ス必要アル場合ニ限リ」将来の給付の訴を提起し得るものとした民訴ニニ六条の規定の存在することに徴しても容易に理解し得るところであろう。

本件において、遺言の無効確認を求める請求の原因の要旨は、被上告人は昭和二六年一一月 二一日東京法務局所属公証人D作成第一八六九一四号公正証書により遺言者を被上告人、受 遺者を上告人、遺言執行者をE、証人をE及びFとして本件係争建物を上告人に遺贈する旨の 遺言をしたが、昭和二七年九月二四日同公証人作成第二〇二四二六号公正証書により遺言者 を被上告人、遺言執行者をG、証人を同人及びHとして前記遺贈を取消したので、該遺言の無 効確認を求めるというのである。(記録によれば、被上告人主張のとおりに遺贈がなされ、そ してそれが取消されたことは、本訴当事者間に争はないのである。本件では遺言無効確認請求 の外、上告人が昭和二七年七月一〇日係争建物につきなした所有権取得登記の抹消登記手続 を求める請求が併合されているけれど、右所有権の取得登記は前示遺贈をその登記原因とす るものでないことは勿論である。)そしてその請求の趣旨は、これを字義通りに理解するなら ば遺贈なる法律行為の無効なることの確認を求めるものの如くであるが、法律行為はその法 律効果として発生する法律関係に対しては法律要件を構成する前提事実に外ならないのであ つて法律関係そのものではない。ある法律行為が有効であるか無効であるかということは、も とより法律判断を包含してはいるけれども、かかる事項を確認の訴の対象とすることの許さ れないことは前段説示するところにより明瞭であろう。またその訴旨を本件遺贈による法律 効果としての法律関係の不存在の確認を訴求するものと理解しても、なおこの訴は不適法た るを免れない。元来遺贈は死因行為であり遺言者の死亡によりはじめてその効果を発生する ものであつて、その生前においては何等法律関係を発生せしめることはない。それは遺言が人 の最終意思行為であることの本質にも相応するものであり、遺言者は何時にても既になした 遺言を任意取消し得るのである。従つて一旦遺贈がなされたとしても、遺言者の生存中は受遺 者においては何等の権利をも取得しない。すなわちこの場合受遺者は将来遺贈の目的物たる 権利を取得することの期待権すら持つてはいないのである。それ故本件確認の訴は現在の法 律関係の存否をその対象とするものではなく、将来被上告人が死亡した場合において発生す るか否かが問題となり得る本件遺贈に基ずく法律関係の不存在の確定を求めるに帰着する。 しかし現在においていまだ発生していない法律関係のある将来時における不成立ないし不存 在の確認を求めるというような訴が、訴訟上許されないものであることは前説示のとおりで あつて、本件確認の訴はその主張するところ自体において不適法として却下せざるを得ない。 それ故、第一審裁判所が本件確認の訴を適法と認め本案につきその請求を認容したのは失 当であり、原審は須らく第一審判決を取消し訴却下の裁判をなすべきであつたにも拘わらず、 第一審と同一見地に立つて該判決を維持し上告人のなした控訴を棄却したのは失当でありこ の点に関する限り原判決は破棄を免れない。しかも事件につき裁判をなすに熟すること勿論

上告理由(イ)によるまでもなく、本件確認の訴が不適法なことは職権調査による前説示により明白である。同(ロ)(ハ)は、原審の裁量に属する証拠の採否及び事実認定を非難するに帰し、そして原審の判断は、その挙示の証拠に徴し、当審においてもこれを是認することができる。それ故、これらの所論は採るを得ない。

よつて民訴四〇八条、九五条、九六条、九二条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり 判決する。

(裁判長裁判官 入江俊郎 裁判官 真野毅 裁判官 斎藤悠輔)

であるから、第一審判決をも取消し訴却下の裁判をしなければならない。

※参考: 判例タイムズ 66 号 49 頁、ジュリスト 119 号 79 頁